

令和3年度大蔵村暮らそう山形！移住・定住促進事業費補助金交付要綱
(持ち家リフォーム支援分)

(趣旨)

第1条 村長は、移住・定住に繋がる世帯の住宅の質の向上を図り、人口減少対策と融合した住まいづくりを推進するため、村民が住宅等のリフォーム等工事を行う場合、大蔵村補助金等の適正化に関する規則（平成8年規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で申請者に対し補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 村内に存する住宅で、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が所有又は購入し、申請者自らが居住する住宅（併用住宅にあつては居住部分を、マンション等の共同建住宅及び長屋建住宅にあつては居住の用に供する専有部分を含む。）をいう。なお、申請者は次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ロ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ハ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

ニ その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 住宅等 住宅並びにそれらに附属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。

(3) リフォーム等工事 別表第1から別表第6までに掲げる工事及び次のいずれかに該当する工事であつて次条に定める要件に該当するものをいう。

イ 住宅等の機能や性能を維持・向上させるため、住宅等の全部又は一部を修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事

ロ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。）

(4) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等をいう。

- (5) 県内業者 県内に本店の所在地を有する住宅関連事業を営む個人事業者又は法人事業者をいう。
 - (6) 村内業者 村内に住所を有する住宅関連事業を営む個人事業者又は村内に本店を置き住宅関連事業を営む法人事業者をいう。
 - (7) 移住世帯 平成28年4月1日以降に山形県外から県内市町村に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に居住しており、平成28年3月31日までの間に県内市町村に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を当該市町村へ提出した世帯員がいる世帯をいう。
 - (8) 新婚世帯 婚姻した日から5年以内である世帯をいう。
 - (9) 子育て世帯 平成15年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。
- (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時に、本村に住所を有する者。又は、申請時に本村に住所を有しない者で、令和4年3月15日までに本村に転入できる者
 - (2) 村内業者又は県内業者と工事請負契約を締結し、リフォーム等工事を行う者
 - (3) この対象工事について、村が行なう他の制度による補助金等の交付を受けていない者
 - (4) 申請者の世帯について、本村に納付すべき税、各種使用料等の滞納がない者
 - (5) 令和4年2月28日まで竣工し令和4年3月15日まで、工事完了届を提出できる者
- (交付対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事は、別表第1から別表第6までに定める基準点の合計が10点以上となるリフォーム等工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、リフォーム等工事に要する費用の総額が50万円未満の場合は、基準点の合計が5点以上とする。

(補助金の額)

第5条 住宅1戸当たりの補助金の額は、別表第7のとおりとする。

- 2 申請時に本村に住所を有しない者又は、本村に住所を有して1年を経過しない者が、住宅を購入しリフォーム等工事を行う場合は、前項の補助金額に50万円を加算する。
- 3 補助対象事業費には、工事に付随する設計及び工事管理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。
- 4 補助金の額は、1,000円を単位とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 補助金の交付は、令和3年度において補助対象工事を行う住宅1戸につき、1回に限るものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、工事着手の前に大蔵村暮らそう山形！移住・定住促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 売買契約書の写し（購入した場合）
- (5) 工事基準点算出表
- (6) 県産木材使用量計算書（県産木材を使用する場合）
- (7) 納税証明書
- (8) 着工前の写真
- (9) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
- (10) ・移住世帯…住民票謄本、住宅の売買契約書の写し（住宅を売買した場合）
・新婚世帯…戸籍謄本の写し（法律婚の場合）、住民票謄本（事実婚の場合）
・子育て世帯…住民票謄本、母子手帳の写し（出産予定の場合）
- (11) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、大蔵村暮らそう山形！移住・定住促進事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し又は取下げしようとするときは、大蔵村暮らそう山形！移住・定住促進事業費補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第5号）を提出し、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、大蔵村暮らそう山形！移住・定住促進事業費補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(工事完了届)

第9条 交付決定者は、建築工事が完了したときは大蔵村暮らそう山形！移住・定住促進事業完了届（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく村長に提出しなければならない。

- (1) 建築工事に要した費用に係る領収書又は請求書の写し
- (2) 住宅の登記簿謄本の写し（新築工事及び購入の場合に限る。）
- (3) 県産木材使用量計算書（県産木材を使用した場合）

- (4) 完成写真
- (5) その他村長が必要と認める書類
(補助金額の確定及び交付請求)

第10条 村長は、前条に規定する届出があったときは、必要に応じて住宅の完成検査を行い、完成を確認した後、補助金の額を確定し、交付決定者に対し大蔵村暮らそう山形！移住・定住促進事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金交付額の確定通知を受けた交付決定者は、遅滞なく大蔵村暮らそう山形！移住・定住促進事業費補助金交付請求書（様式第9号）を提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消することができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽り、その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を命ぜられた場合は、納付期限までに納付しなければならない。

（補 則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1【新生活様式】

工事内容	点数
1-1 宅配ボックス又はモニター付きインターホンを設置する工事	5点/箇所
1-2 住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事	10点/箇所
1-3 タッチレス水栓器具を設置する工事	5点/箇所
1-4 通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事	10点/箇所
1-5 自動開閉式便座に取り替える工事	8点/箇所
1-6 テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事又は 既存の居室をワークスペースに改良する工事	10点/箇所

別表第2【減災・部分補強】

工事内容	点数
2-1 住宅の既存部分にある壁（幅90cm以上のものに限る）を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所
2-2 住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所
2-3 住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所
2-4 主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所
2-5 基礎の強度を上げる工事	10点/箇所
2-6 柱、梁、又は筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所
注) この表は、耐震改修工事と併せて施工するリフォーム等工事には適用しない。	

別表第3【寒さ対策・断熱化】

工事内容	点数
3-1 やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事
3-2 外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所
3-3 熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所
3-4 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m ²
3-5 浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所

別表第4【バリアフリー化】

工事内容	点数
4-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²

4-2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10 点/箇所
4-3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 浴室の床面積を増加させる工事	10 点/m ²
(2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10 点/箇所
(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2 点/箇所
(4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3 点/箇所
4-4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 便所の床面積を増加させる工事	10 点/m ²
(2) 便器を座便式のものに取り替える工事	10 点/箇所
(3) 座便式の便器の座高を高くする工事	10 点/箇所
4-5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	
(1) 長さが 100cm 以上の手すりを取り付けるもの	2 点/m
(2) 長さが 100cm 未満の手すりを取り付けるもの	2 点/箇所
4-6 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む）	
(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10 点/m ²
(2) (1)以外の部分の段差を解消するもの	5 点/m ² 又は 2 点/箇所
4-7 住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5 点/箇所
(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1 点/箇所
(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	
イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10 点/箇所
ロ 戸を吊戸方式に変更するもの	5 点/箇所
ハ イ及びロ以外のもの	2 点/箇所
4-8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1 点/m ²
4-9 エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10 点/箇所

別表第5【克雪化】

工事内容	点数
5-1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5 点/箇所

(2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事	5m 未満は 5 点/箇所 5m 以上は 10 点/箇所
(3) 固定式ハンゴを設置し、又は取り替える工事	1 階分につき 5 点
5-2 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 屋根の勾配を大きくする工事	10 点/箇所
(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10 点/箇所
(3) 屋根に雪割板を設置する工事	10 点/箇所
5-3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10 点/箇所

別表第 6 【県産木材使用】

工事内容	点数
住宅に県産木材を使用した工事	2.5 点/0.1 m ³

別表第 7

交付対象工事	契約業者	補助金の額等	限度額
移住世帯 新婚世帯 子育て世帯	村内業者	事業費の 30%	50 万円
リフォーム等工事	県内業者	事業費の 20%	20 万円